



令和4年台風第15号災害に対する 災害ボランティアセンターの立ち上げや運営に 必要な資金を1800万円助成

赤い羽根共同募金が被災地の災害ボランティアセンターを支えます

“赤い羽根”静岡県共同募金会（会長 後藤康雄）は、令和4年台風第15号災害で被災された方とボランティアをつなぐ災害ボランティアセンター等の運営資金を赤い羽根共同募金の災害等準備金※から1,800万円を助成します。

災害等準備金を活用した災害ボランティアセンター支援

■ 助成対象団体 市町社会福祉協議会、県社会福祉協議会

■ 助成額 8社協 18,000,000円（概算払）

社会福祉協議会	助成額	根拠	財源
静岡市、藤枝市、磐田市、浜松市	各 3,000,000円	災害支援制度 運営要綱及び 実施要領	災害等準備金 (社会福祉法 第118条)
焼津市、島田市、袋井市	各 1,000,000円		
静岡県	3,000,000円		

■ 助成対象経費 災害ボランティアセンター運営に関わる経費

備品・機材の購入又は借上げ費用／事務用品等消耗品費／
光熱水費、電話・ファックス・印刷等の経費／事務所の借上料

(参考) 静岡県内の災害ボランティアセンターの状況

令和4年台風第15号災害に対する被害への対応については、静岡県災害ボランティア本部・情報センターが設置され、静岡市をはじめ7市に災害ボランティアセンター等が設置されました。

詳しくは、静岡県社会福祉協議会ホームページ

「静岡県災害ボランティア本部・情報センター」

<https://shizuokavc.jp/>



磐田市災害ボランティアセンター
(磐田市国府台 57-7 iプラザ内)

※「災害等準備金」制度の歴史と仕組み

・ 阪神・淡路大震災の経験から制度化

「災害等準備金」は、1995（平成7）年の阪神・淡路大震災において被災者支援に大きな役割を果たした災害ボランティア活動の重要性をふまえ、2000（平成12）年に法定化されました。（社会福祉法第118条）

各都道府県共同募金会は、毎年共同募金から3%を上限に「災害等準備金」を積み立て、災害救助法が適用された大規模災害時のボランティア活動への支援に備えるとともに、甚大な災害が生じた場合は、全国の共同募金会ネットワークを活かした支援を行います。

「災害等準備金」の特徴は、①3年間の積み立てから即応的な支援ができること、②自県内の災害時の支援ほか、都道府県を越えた区域外への拠出ができることです。